

平成 20 年 4 月 15 日

各 位

会社名 株式会社吉野家ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 安部修仁
(コード番号 9861 東証第 1 部)
問合せ先 経営戦略室長 安井昭裕
(TEL 03-5269-5001)

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 15 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 20 年 5 月 29 日開催予定の当社第 51 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 20 年 4 月 15 日開催の取締役会において決議いたしました「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な者による当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することが必要であると考えております。そして、買収防衛策の導入、変更および廃止につきましては、株主の皆様のご意思を尊重するため株主総会にお諮りし、又株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるために、根拠規定として、買収防衛策の導入、変更、継続および廃止を株主総会決議事項とすべく、変更案第 17 条（買収防衛策）を新設するものであります。

また、規定の新設にともない現行定款第 17 条以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおりに改めたいと存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (新 設)	第 3 章 株主総会 <u>(買収防衛策)</u>
第 17 条 ~ 第 32 条 (条文省略)	<u>第 17 条</u> 当社は、株主総会の決議により、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更および廃止につき、定めることができる。 第 18 条 ~ 第 33 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 5 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 20 年 5 月 29 日

以 上